

● 65歳以上の方の介護保険料

【令和5年度介護保険料所得段階表】

保険料段階	対象となる方			保険料率	月額保険料(円) (※参考)	年額保険料(円)					
第1段階	生活保護受給者			基準額 ×0.30	1,920	23,040					
	町民税非課税世帯	本人が町民税非課税	老齢福祉年金受給者		80万円以下の方						
第2段階			本人の「公的年金等収入(※1)」と「その他の合計所得金額(※2)」の合計が		80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.50	3,200	38,400			
第3段階					120万円を超える方	基準額 ×0.70	4,480	53,760			
第4段階					80万円以下の方	基準額 ×0.80	5,120	61,440			
第5段階					80万円を超える方	基準額	6,400	76,800			
第6段階					120万円未満の方	基準額 ×1.20	7,680	92,160			
第7段階	町民税課税世帯	本人が町民税課税			120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	8,320	99,840			
第8段階					210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	9,600	115,200			
第9段階					320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70	10,880	130,560			
第10段階					400万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.75	11,200	134,400			
第11段階					700万円以上の方	基準額 ×1.90	12,160	145,920			

※1 公的年金等収入・・・前年の税法上課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

※2 その他の合計所得金額・・・税法上の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います。（0円を下回った場合は0円とみなします。）

※3 合計所得金額・・・前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額です。税法上の各種所得控除（配偶者控除や医療費控除など）や株式等の譲渡損失に係る繰越控除を行う前の金額です。ただし、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、それらの合計額から10万円を控除した金額を用います。（0円を下回った場合は0円とみなします。）また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用います。

（※参考）月額保険料は端数が生じる場合があるため、参考額です。

（問い合わせ先）大津町介護保険課介護保険係 ☎096-293-3511
大津町地域包括支援センター ☎096-292-0770